

不採算地区病院が地方独立行政法人に移行した事例について

◎不採算地区病院を経営する地方独立行政法人一覧(平成27年度決算統計から)

- ・ 地方独立行政法人が経営する不採算地区病院は6病院(平成28年3月31日時点)。
- ・ うち、宮城県、長野県、京都市、広島県府中市がそれぞれ経営する4病院については、公立病院単独での移行ではなく、複数の公立病院等をまとめて移行させたもの。
- ・ 福岡県川崎町、福岡県芦屋町が経営する川崎町立病院及び芦屋中央病院は、公立病院単独での移行である。

平成28年3月31日現在

区分	設立団体		法人名	設立時期	病院名	病床数	不採算 地区病院	経常収支 比率	医業収支 比率	修正医業 収支比率	
都道府県	宮城県	地方独立行政法人宮城県立病院機構		H23.4.1	宮城県立循環器・呼吸器病センター	140	○	83.4%	83.3%	42.6%	
					宮城県立精神医療センター	286		104.1%	103.8%	70.7%	
					宮城県立がんセンター	383		99.6%	99.8%	80.5%	
	長野県	地方独立行政法人長野県立病院機構		H22.4.1	須坂病院	338		100.1%	102.5%	85.7%	
					こころの医療センター駒ヶ根	129		100.8%	102.2%	71.2%	
					阿南病院	85	○	103.6%	106.0%	59.8%	
					木曾病院	259		99.4%	102.6%	83.5%	
こども病院	200		99.7%	101.9%	80.0%						
指定都市	京都市		地方独立行政法人京都市立病院機構		H23.4.1	京都市立病院	548		96.5%	99.2%	87.5%
						京都市立京北病院	38	○	92.2%	93.9%	75.4%
市区町村	広島県	府中市	地方独立行政法人府中市病院機構		H24.4.1	府中市民病院	150		95.8%	95.3%	89.0%
						府中北市民病院	70	○	100.9%	101.6%	76.7%
	福岡県	川崎町	地方独立行政法人川崎町立病院	H23.4.1	地方独立行政法人川崎町立病院	102	○	102.8%	103.7%	100.3%	
		芦屋町	地方独立行政法人芦屋中央病院	H27.4.1	芦屋中央病院	137	○	105.6%	108.7%	100.9%	

(参考)不採算地区病院が経営形態の見直しにより地方独立行政法人に移行した理由についての聞き取り事項(単独で移行した2病院)

- ・ 地方独立行政法人への移行に際し、不採算地区病院であることが不利に働いた事情はない。
- ・ 地方公営企業では自治体の人事規程や給与規程の制約から、常勤医師の減少に対応できないことや病院事務の専門性の蓄積が十分でないこと等が経営上の課題となっていたが、地方独立行政法人に移行して、制度の特徴を活かし、制度の制約を離れた自律的・弾力的な対応を行っている。
- ・ 特に、医師確保が困難である地域においては、自治体の人事規程や給与規程の制約を離れて医師確保を行えることがメリットとなった。

⇒ 不採算地区病院においても、地方独立行政法人の主な特徴である「予算・財務・契約、職員定数・人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となること」を有効に活かし、効率的な経営に取り組んでいる事例と考えられる。